

第2次大崎町配偶者等からの 暴力防止及び被害者支援計画

【計画期間 令和5年度～令和13年度】

令和5年3月

鹿児島県 大崎町

目次

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の趣旨・目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 計画の内容	5
1 基本理念	5
2 重点施策	5
3 施策体系	6
第3章 基本理念の実現に向けた個別施策	7
基本目標Ⅰ 暴力を許さない地域づくり	7
基本目標Ⅱ 被害者の早期発見及び相談体制の充実	8
基本目標Ⅲ 被害者等の安全確保	9
基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた支援	10
※ 相談先	11

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・目的

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/以下DV)は, 配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナーまたはパートナーであった人から振るわれる暴力のことで, DVは個人の尊厳を傷つけ, 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害と言えます。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く, 男女がともに対等なパートナーであるという意識の欠如, 社会的地位や経済力の格差など, 今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

DVは, これまで家庭内の問題として捉えられていましたが, 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下, 「DV防止法」)が平成13年に施行され, 「DVは人権侵害である」との認識が社会全体に少しずつ定着してきました。

また, 平成19年にDV防止法の一部改正が行われ, 「市町村は, 国の定める基本方針に即し, かつ都道府県基本計画を勘案して, 市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努めなければならない」と規定されたことや, 平成25年の一部改正では, 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても, この法律を準用することとされました。さらに令和元年の一部改正では, 配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり, 相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されたことに加え, その連携協力の適用対象に被害者の同伴家族が含まれることになりました。

こうした問題に対する社会的・法的な背景等の高まりとともに, DVを根絶するためには更なる施策の推進が必要となっています。

本町においては, 令和2年に「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し, 被害者の保護等総合的な対策の充実に取り組んできました。今回, この計画の終了に伴い, 今後も各施策を効果的かつ継続的に進めるため, 新たに「第2次配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。

また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ鹿児島県が定める「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を踏まえて策定しました。

さらには、令和2年度に策定された「第3次大崎町総合計画」(計画期間:令和3年度～11年度)との整合性を図る計画でもあり、「第2次大崎町男女共同参画基本計画」(計画期間:令和4年度～令和13年度)の一部として位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、第2次大崎町男女共同参画基本計画と合わせ、令和5年度(2023年度)から令和13年度(2031年度)までの9年間とします。

ただし、計画期間内であっても、「DV防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の改正や社会情勢の変化等により、新たに計画に盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直すこととします。



「パープルリボン」は女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス/DV）とは

● 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

DVとは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。社会的、経済的、身体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超えた重大な社会問題です。

● 暴力の形態

DVには、殴ったり蹴ったりする、物を投げつけるなど身体的な暴力、心ない言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、生活費を渡さないなど経済的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、など様々な形態が存在します。

● 暴力の特徴

DVは、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

● 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的性別役割分担、経済力の差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

第2章 計画の内容

1 基本理念

「 DVの根絶 」

大崎町男女共同参画基本計画では、一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現をめざすこととしています。

本計画においては、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない地域社会を創出するため、「DVの根絶」を基本理念として掲げ、計画を推進します。

2 重点施策

・ 一切の暴力を認めない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて広く町民の理解を深め、暴力を認めない社会の実現と、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

・ DV被害者に寄り添った支援

被害者の安全確保を最優先とします。また、個々の状態や意向を十分に踏まえ、プライバシーに十分配慮しつつ、相談、一時的な保護及び社会的な自立のための道筋を模索する等の支援に努めます。

・ 関係機関等との連携協力

DV根絶のための啓発や被害者相談、一時的保護、社会的な自立等の各段階において、より円滑な支援を行うため、行政機関、警察、教育機関、医療機関、関係団体等と情報の共有化を図りながら、連携に努めます。

3 施策体系

● 基本理念 …………… 「DVの根絶」

● 基本目標

基本目標 I

暴力を許さない地域づくり

1 暴力防止の広報・啓発

基本目標 II

被害者の早期発見及び相談体制の充実

1 早期発見体制の充実

2 相談体制の充実

基本目標 III

被害者等の安全確保

1 緊急時における被害者等の安全確保

2 被害者等の情報管理の徹底

基本目標 IV

被害者の自立に向けた支援

1 被害者の自立に関する支援

2 被害者の子どもに関する支援

第3章 基本理念の実現に向けた個別施策

基本目標 I …… 暴力を許さない地域づくり

【現状と課題】

DVは、家庭内で行われることが多く、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。また、DV家庭で育った子どもに対して心身の成長・発達に深刻な影響を及ぼす場合があります。

DV防止の観点からは、「男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない」という意識を社会全体で共有することが重要です。また、町民のDVに対する正しい理解と協力が得られるよう、啓発を進める必要があります。

さらに、全国的な傾向としても配偶者間だけではなく、若い世代の男女間でも交際相手からの暴力(以下、デートDV)が起きていることから、若年層に対する人権尊重の教育やDV防止の啓発についても併せて推進していく必要があります。

1 暴力防止の広報・啓発

【取組の方向性】

- ① 町民向けDV防止に関する啓発冊子やリーフレット等を役場窓口等に設置します。特に未然防止につながるような効果的な啓発をめざします。
- ② 広報紙や町ホームページ等の媒体を活用し、DV防止についての啓発を行います。
- ③ 「女性に対する暴力をなくす運動」を通じ、DVに対する正しい理解と協力が得られるよう、啓発に努めます。

基本目標 II …… 被害者の早期発見及び相談体制の充実

【現状と課題】

DV被害者が一人で悩むことなく安心して相談できるためには、まずは相談窓口を「知ってもらう」ことが必要です。また、早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある関係者の協力も得るなど、関係各課・機関の連携を図り、被害者に配慮した相談体制を整えていく必要があります。

さらに、被害者を理解し適切な対応を行うためには、相談担当職員の資質の向上を図ることが重要です。

1 早期発見体制の充実

【取組の方向性】

- ① 町民に対する相談窓口及び通報先についての周知徹底を図ります。
- ② 「DV防止法」に定めるDVの発見者による通報の努力義務規定を職務上の関係者に対し、啓発に努めます。
- ③ 医療関係者、福祉関係者、学校関係者、民生委員児童委員等に対して、DVに関する情報提供を行い、早期発見への協力を呼びかけます。

2 相談体制の充実

【取組の方向性】

- ① DV相談については、警察署、保健所等の関係機関と十分な連携を図ります。
- ② 窓口職員を主体に、DV被害者の相談に対応できるようにするため、積極的に研修等へ参加し、相談スキルの向上に努めます。
- ③ 大隅くらし・しごとサポートセンターや、民間支援団体との連携強化に努めます。

基本目標 Ⅲ …… 被害者等の安全確保

【現状と課題】

被害者に対する暴力が緊迫している場合は、特に警察との早急な連携が必要です。また、避難場所の手配や、一時保護施設への入所等により、速やかに被害者等の安全を確保する必要があります。

さらには、加害者に被害者等の居所等を知られることがないよう、住民基本台帳の閲覧制限や、保険・年金関係、就学関係等の情報管理を徹底することが重要です。保護命令制度の情報提供や制度利用に当たっての助言等、被害者に寄り添った支援を行うことが必要です。

1 緊急時における被害者等の安全確保

【取組の方向性】

- ① 一時保護が必要な被害者について、関係機関と連携し、一時保護施設への入所を支援します。また、場合によっては、一般的な宿泊施設等の利用を支援します。
- ② 関係各課及び関係機関等との迅速な連携と情報共有を図り、被害者等の安全確保を最優先に考えた対応につなげます。
- ③ 保護命令制度を迅速に利用できるよう、制度利用に関する情報提供や助言を行い、状況に応じて裁判所への同行等、必要な支援を行います。

2 被害者等の情報管理の徹底

【取組の方向性】

- ① 被害者等の居所等を知られることがないよう、支援措置の必要性を確認するなど、住民基本台帳の閲覧等の制限を行います。
- ② 被害者への通知文書の取り扱いの他、個人情報管理を徹底するよう職員内部の周知を徹底して行います。

基本目標Ⅳ …… 被害者の自立に向けた支援

【現状と課題】

DV被害者が、心身の健康を取り戻し、自立して生活していくためには、様々な支援が必要です。

新たな場所で自立して生活するためには、生活費や住宅の確保、就業機会の確保、子どもの就学等複数の問題を同時に抱えるとともに、様々な手続きが必要となります。

そのため、生活保護制度をはじめとする福祉・保険制度による支援、住宅確保に向けた支援、就労に向けた支援、心理的な支援、子どもへの支援等を関係各課が連携して行うことが重要です。

1 被害者の自立に関する支援

【取組の方向性】

- ① DV被害者の自立に向け、関係部署が連携を図り、生活支援に関する情報提供及び相談を実施します。
- ② 生活に困窮しているDV被害者に対し、生活保護制度等の情報提供に努めます。
- ③ DV被害者が安心して生活できるよう、公営住宅などについての情報提供に努めます。
- ④ 被害者の自立、保護等の支援内容については、「大崎町配偶者等からの暴力対策庁内会議」の場を積極的に活用する。

2 被害者の子どもに関する支援

【取組の方向性】

- ① 保育園等への入園や学校における就学の確保等に関して情報の提供に努めます。
- ② 保育園, 学校等において適切な配慮が受けられるよう, 保育士や教員に適切な情報の提供に努めます。
- ③ 子育て支援サービスについての情報提供を行います。

相談先

大崎町役場保健福祉課 社会福祉係 099-476-1111(内線137)

大崎町役場企画調整課 男女共同参画係 099-476-1111(内線221)